



◆平成 18 年度および平成 19 年度における介護保険料の特例

今月は、65歳以上の非課税限度額の廃止（以下「税制改正」という）に伴う介護保険料の特例について紹介します。

平成18年4月の税制改正に伴い、市町村民税が非課税（前年度）から課税（本年度）になるという事態が一部出てきております。介護保険料の年額は、本人や世帯の市町村民税の課税状況を基準にして算定するため、税制改正の影響で課税になった人は、前年度より上の所得段階で保険料が設定されることとなります。

そこで、介護保険料が急激に高くなるのを抑えるため、本来の保険料額になるまで3年間かけて徐々に年額を上げていく特例（激変緩和措置）が設けられることになりました。

平成 18 年度～平成 20 年度の介護保険料

所得段階	対 象 者	計算方法	年額保険料 (月額保険料)
第1段階	・生活保護を受給している人 ・高齢福祉年金を受給している人で、市町村民税世帯非課税の人	基準額×0.5	27,000円 (2,250円)
第2段階	・市町村民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.5	27,000円 (2,250円)
第3段階	・市町村民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	基準額×0.75	40,500円 (3,375円)
第4段階	・本人は市町村民税非課税だが世帯の誰かが市町村民税課税の人 ※一部の人 は 下記の特例に該当します。	基準額	54,000円 (4,500円)
第5段階	・本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円未満の人 ※一部の人 は 下記の特例に該当します。	基準額×1.25	67,500円 (5,625円)
第6段階	・本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円を超える人	基準額×1.5	81,000円 (6,750円)

特例の場合（保険料は、3年間かけて徐々に本来の年額になります。）

所得段階		保 険 料 年 額		
「税制改正がなかった場合」の所得段階	本 来	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
第1段階	第4段階	35,640円	44,820円	54,000円
第2段階		35,640円	44,820円	
第3段階		44,820円	49,140円	
第1段階	第5段階	40,500円	54,000円	67,500円
第2段階		40,500円	54,000円	
第3段階		49,140円	58,320円	
第4段階		58,320円	62,640円	